

2024 地域課題解決にむけた居場所づくり応援プロジェクト実施要項

1 目的

地域課題の解決・緩和にむけた市民の自発的な「**居場所※**」づくりを推進するべく、その立ち上げ等にかかる資金の助成及び、様々な主体との協働や連携をアシストすることにより、誰もが安心して暮らしていくことが出来る「共生社会」の実現にむけた拠点や事業の創出に取り組む。

この要項における「居場所※」とは、社会的孤立を防ぐうえにおいて、地域の集会所や公民館、空き家や商店街の空き店舗等で月1回以上、当該対象者が気軽に参加・相談することができるスペースをいう。

2 応募資格

以下のすべてに該当する団体とする。

- (1) ボランティアグループや特定非営利活動法人(NPO法人)など、**市民公益活動※**を主目的とする団体であること。営利企業、社会福祉法人等の公益法人は対象外。
- (2) 団体の会則(定款)があること。
- (3) 代表者を含め団体の構成員が3名以上いること。
- (4) 他機関との協働により当該事業を実施していく意思があること。
- (5) 団体もしくは当該事業専用の口座があること(請求時には通帳の写しの提出を求める)。
- (6) 令和4・5年度において、「本助成金」を受けていないこと。
- (7) 当該事業開始以降2年間において、ある程度、必要な資金の見通しが立っていること。
- (8) 当該要項に記された公開プレゼンテーションへの参加が可能であること。

※なお、当該助成金が決定した場合、令和6年度において社会福祉法人奈良市社会福祉協議会(以下:「市社協」という)が実施している次の助成申請はできないものとする。

【ボランティア活動助成金・地区ボランティア活動助成金】

市民公益活動※とは

市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 営利を目的とする活動。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動。

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動。

エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動。

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例第2条(6)より抜粋

3 対象事業

以下のテーマに基づく居場所づくりを令和6年度より奈良市内で月1回以上実施しようとしている、もしくは令和6年度より実施している団体の事業を対象とする。

テーマ： ○生きづらさ ○ひきこもり ○不登校 ○子どもの貧困、孤食
○ひとり親 ○世代間交流 ○高齢者の孤立

4 助成額

1団体10万円を上限とする。【予算総額:50万円】

※財源は「奈良市ボランティア基金」の運用益の一部を充当する。

※選考結果により予算をオーバーした場合は申請団体の助成額を調整する可能性があり、その場合は事前に通知する。

5 助成対象事業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

6 対象経費

当該事業にかかる以下の経費に充当することができる。

費 目	経費の用途
報 償 費	講師・専門家への謝礼等
消 耗 品 費	用紙・文具等の消耗品
給 食 費	食材及び食品の費用
器 具 什 器 費	当該事業で直接使用する器具什器購入費用
印 刷 製 本 費	チラシやパンフレット等の作成にかかる印刷代や製本代
賃 借 料	会場・器具・備品等の賃料
損 害 保 険 料	ボランティア行事用保険等、当該事業にかかる保険料

※事業報告時には、当該団体名が明記されている領収書(コピー)の提出を求める。

7 申請書募集期間

令和6年6月28日(金)～令和5年8月1日(木)必着

8 申請時の提出書類

下記の書類を提出する。

- (1)助成金交付申請書【様式 1】
- (2)団体概要書【様式 2】
- (3)事業実施計画書【様式 3】
- (4)事業収支予算書【様式 4】
- (5)添付書類【自由様式】
 - ①役員名簿
 - ②会則又は定款

③当該事業に関する資料(任意)

9 広 報

チラシおよび本会ホームページ、SNSにて周知する。

10 提出・問合せ先

奈良市ボランティアセンター【日曜日・祝日・年末年始は休館】

住 所:〒630-8113 奈良市法蓮町1702-1

電 話:0742-26-2270 FAX:0742-26-2003 E-mail:naravc@citrus.ocn.ne.jp

11 選考方法

申請団体による公開プレゼンテーションを行い、申請書類およびプレゼンテーションでの評価をもとに社会福祉法人奈良市社会福祉協議会会長(以下:「市社協会長」)が決定する。

公開プレゼンテーション

日時:令和6年8月17日(土)10時00分～12時00分

場所:奈良市ボランティアセンター 2階 会議室1・2

内容:各団体15分程度で申請内容を説明し、評価者等による質疑を受ける。

※プレゼンテーションでパワーポイントを使用する場合は、8月8日(木)までにそのデータを奈良市ボランティアセンターへ提出する。

※当日配布する資料があれば、原本を8月15日(木)までに同センターへ提出する。
モノクロ印刷になるが必要部数を当センターで用意します。

12 評価者の選定

本要項「3. 対象事業」における対象テーマに関する活動を行っている団体・個人やボランティア活動に精通している方々より評価者を選定する。

ただし、当該プロジェクトの申請団体に属する者は、評価における公平性の観点から評価者になることはできない。なお、評価者は5名までとし、公開プレゼンテーションにかかる交通費を弁償するものとする。

13 評価基準

①公益性 ②共感性 ③協働性 ④継続性 ⑤発展性の5つの基準により評価する。

14 決定通知

申請書類および公開プレゼンテーションの内容を総合的に評価し、市社協会長が助成団体並びに助成額を決定し通知する。 ※別紙決定通知参照

15 助成金の請求及び交付

決定通知とともに送付する請求書【様式5】の提出をもって当該助成金を交付するものとする。

16 事業報告

令和7年4月11日(金)までに、事業実績報告書【様式6】並びに事業収支報告書【様式7】を奈良市ボランティアセンターへ提出するものとする。なお、申請内容に変更のある場合はその都度、速やかに奈良市ボランティアセンターへ報告する。

17 助成金の清算

令和7年3月末日において交付された助成金に残額が生じた場合は、その額を返還するものとする。

ただし、特別な事情(自然災害等)で残額が生じた場合において、本プロジェクトの実施主体である市社協会長が、やむを得ないと判断した場合は、残額を翌年度の同事業に充てることができる。その場合、報告時に残額が発生した理由を市社協会長へ書面で報告するとともに、翌年度の事業において残金が支出された時点で速やかに、市社協会長に事業内容等を領収書の写しとともに、書面で報告するものとする。

18 助成決定の取り消し

不正な手段により助成金の交付を受けたときや、助成金を決定内容と異なる事業に充当した場合など何らかの不正が発覚した場合は、交付決定額の全部又は一部を取り消すものとする。

19 奈良市ボランティアセンターによるコンサルティング

当該プロジェクトにおいて奈良市ボランティアセンターは、資金を提供するだけでなく、当該事業の円滑な推進をアシストするべく、軌道に乗るまでの継続したコンサルティングを行う。

以上